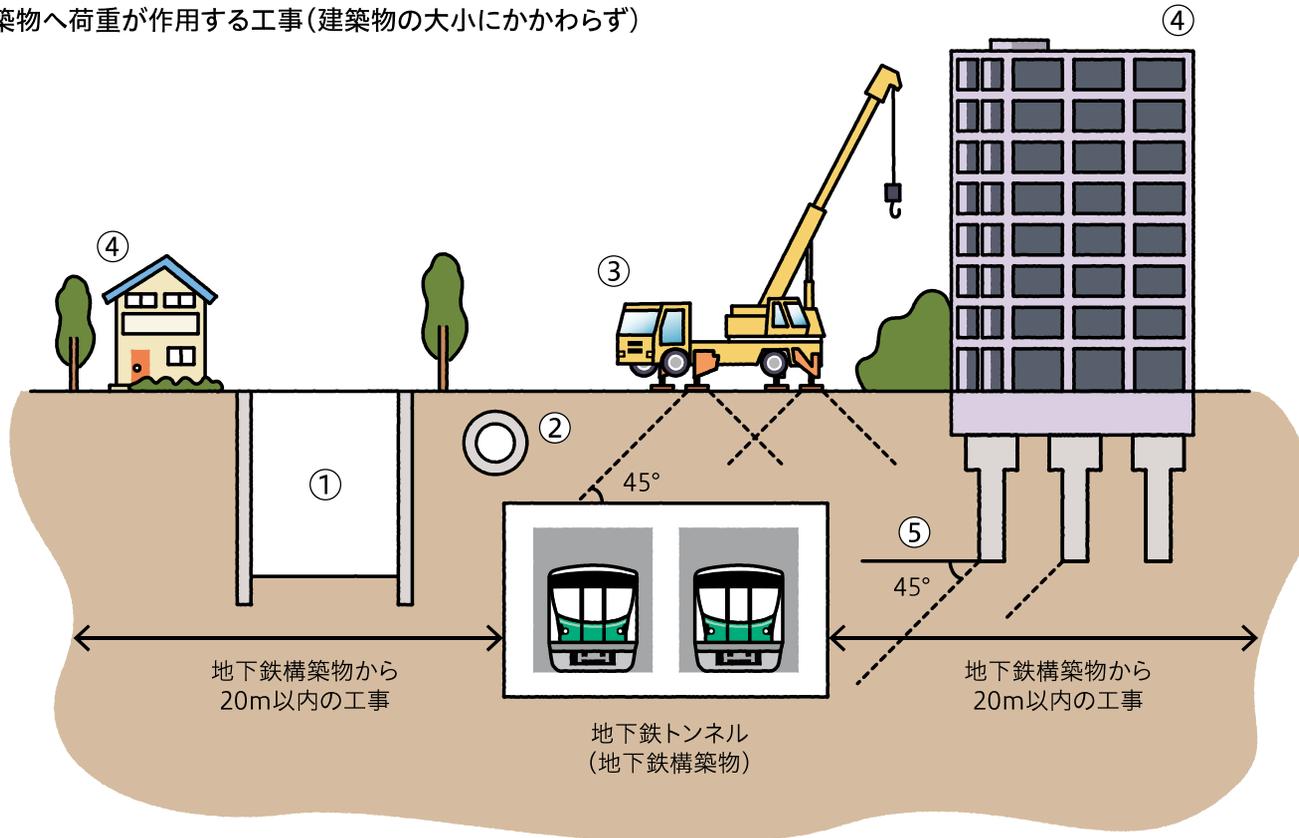


■ 近接施工協議が必要となる工事の一例（地下鉄構造物が地下の場合）

- ①地下鉄構造物から20m以内で行う掘削工事
- ②地下鉄構造物から20m以内で行う埋設（試掘）工事
- ③地下鉄構築上道路での重機を用いた工事
- ④地下鉄構造物から20m以内で行う建築（解体）工事（建築物の大小にかかわらず）
- ⑤地下鉄構造物へ荷重が作用する工事（建築物の大小にかかわらず）

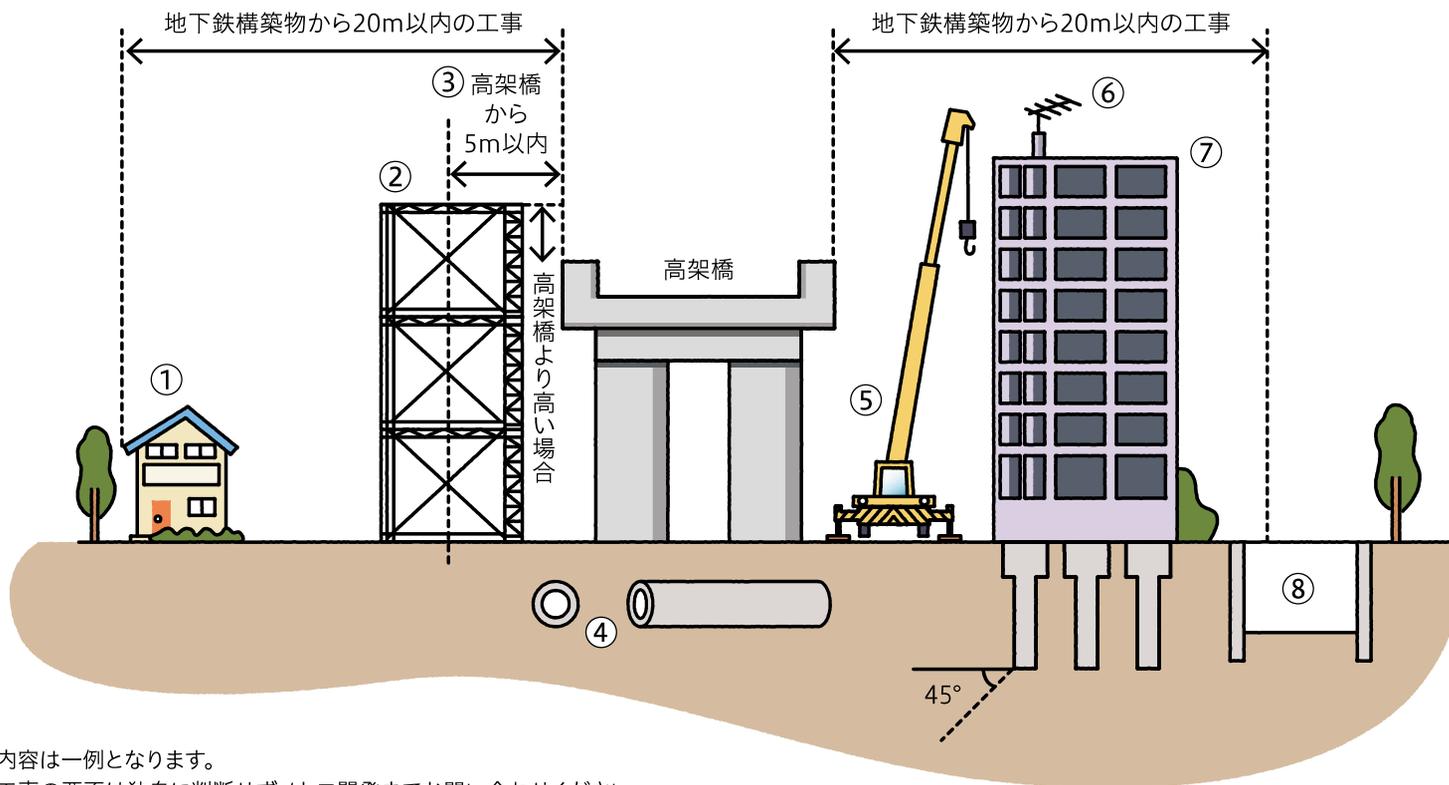


上記内容は一例となります。

近接工事の要否は独自に判断せずメトロ開発までお問い合わせください。

■ 近接施工協議が必要となる工事の一例（地下鉄構築物が地上の場合）

- ① 高架橋から20m以内の建築工事
- ② 高架橋から20m以内で行う修繕工事（足場工事）
- ③ 高架橋から5m以内かつ高架橋より高い位置への足場設置は列車見張り員が必要となります
- ④ 地下鉄高架橋から20m以内の埋設工事
- ⑤ 高架橋から20m以内のクレーン作業
※5m以内の場合列車見張り員が必要となります
- ⑥ 高架橋より高い位置（アンテナ等の頭が出る場合）での工作物設置工事
- ⑦ 高架橋から20m以内のビル・マンション等の建築工事
- ⑧ 高架橋から20m以内の掘削工事



上記内容は一例となります。

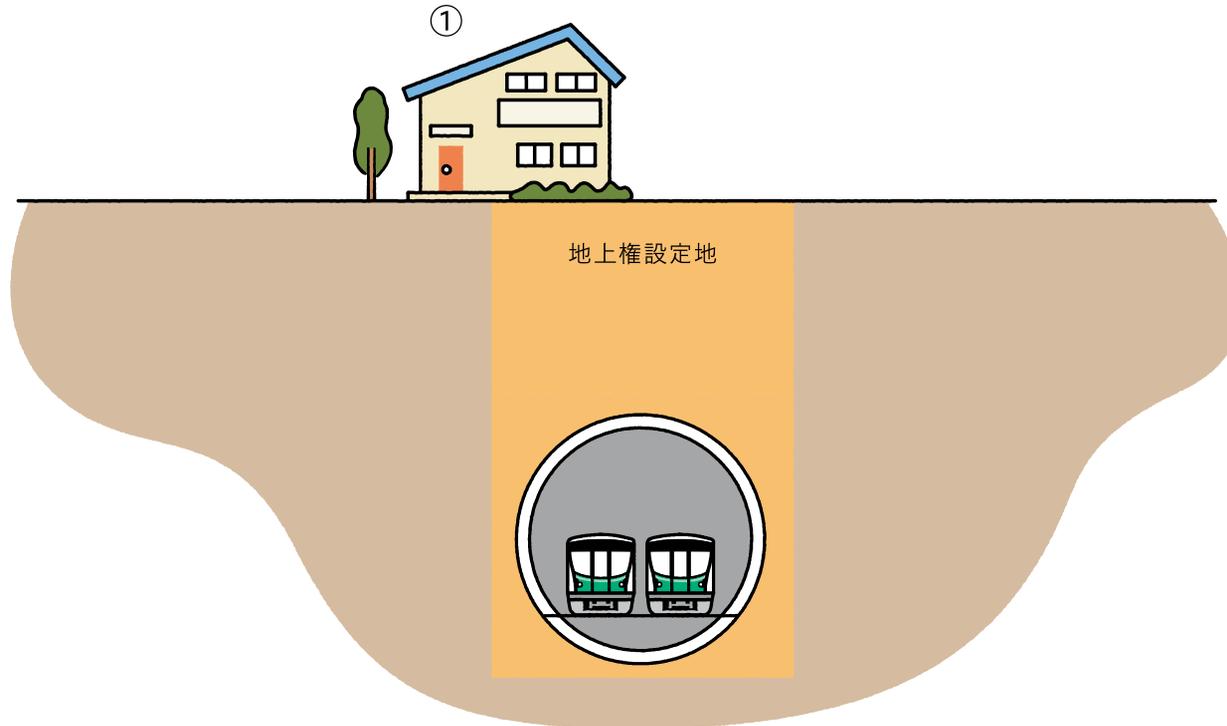
近接工事の要否は独自に判断せずメトロ開発までお問い合わせください。

■ 近接施工協議が必要となる工事の一例(東京メトロの地上権が設定されている場合)

①東京メトロの地上権が設定されている土地の新築工事、解体工事(地上・地下)、クレーン作業、ボーリング作業等の工事

※地上権設定されている土地は、地権者と東京メトロで地上権設定契約を結び、上載荷重や建築可能な範囲の制限を設けております。

地上権設定の有無は登記簿および地上権設定契約書をご確認ください。



上記内容は一例となります。

近接工事の要否は独自に判断せずメトロ開発までお問い合わせください。